

# 《認定取得後の手続き等について》



## ① 認定更新申請について

- ・ 認定期間は1年間です。
- ・ 認定を継続するためには、認定の有効期間が満了する2か月前から1か月前までに更新申請に必要な書類を提出してください。
- ・ 添付資料は省略できるものもありますので、HPで御確認ください。

### 《注意事項》

薬剤師の異動、新規採用等により、認定要件を満たさなくなり、認定を継続することができない薬局があります。薬剤師の異動等の際は御注意ください。

## ② 変更届について

- ・ 以下の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出してください。

### 【変更届が必要な事項】

- ア 認定薬局開設者の氏名（開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）及び住所
- イ 専門医療機関連携薬局にあっては、専門性の認定を受けた薬剤師の氏名
- ・ 「薬局」の名称を変更しようとするときは、あらかじめ変更届を提出してください。
- ・ 添付資料についてはHPで御確認ください。

※保健所に提出する薬局開設許可に係る変更届とは別に県薬務課に提出する必要があります。

## ③ 返納届について

- ・ 地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納するときは、称することをやめた日から30日以内に返納届を提出してください。（認定を継続しない場合は、有効期間が満了した日から30日以内<sup>に</sup>返納届を提出してください。）

## ④ 認定薬局である旨の掲示について

- ・ 認定を受けた薬局は、認定証を薬局の見やすい場所に掲示してください。
- ・ 当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示してください。

- ア 地域連携薬局等である旨
- イ 地域連携薬局等の機能に係る説明

掲示物の例を⑤に記載のHPに掲載していますので、参考にしてください。

## ⑤ 申請書類送付先・お問い合わせ先

埼玉県保健医療部 薬務課 販売指導担当

- ・ 住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
- ・ 電話：048-830-3622
- ・ HP：地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（埼玉県HP）

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/ninteyakkyoku\\_top.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/ninteyakkyoku_top.html)